

特に重要な事業承継税制のポイントを押さえよう

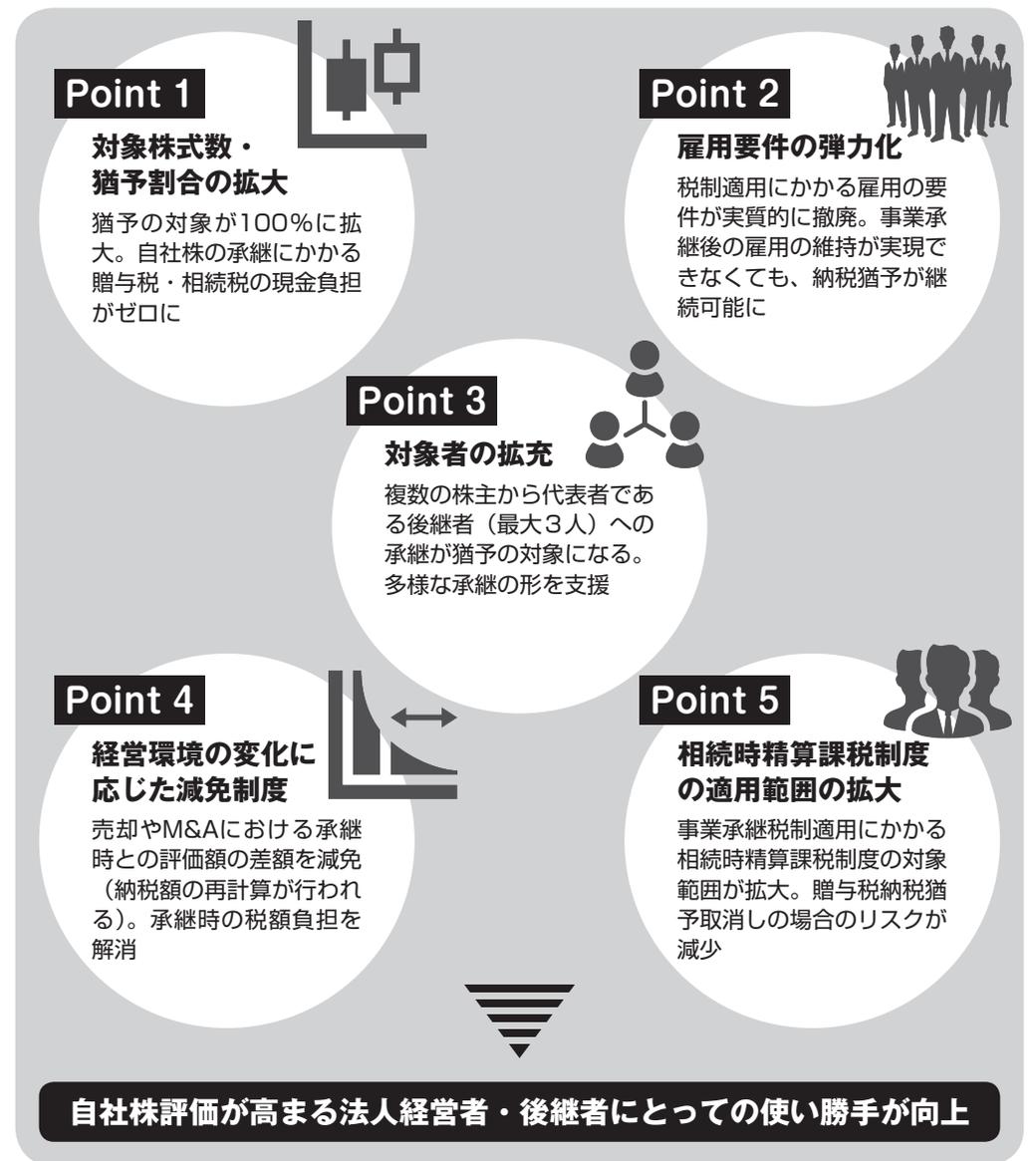
京葉銀行成長戦略推進部 上席参事役
中小企業診断士 CFP®

魚路 剛司

1級ファイナンシャル・プランニング技能士

事業承継税制の改正ポイント、経営者への円滑な承継の促し方を解説する。

1. 多くの取引先に影響する改正のポイントを押さえよう



こ

こ ここでは、中小企業・小規模事業者に関する2018年度税制改正大綱のうち、事業承継に関する改正のポイントを解説する。もちろん正式には、法案成立後の内容で確認が必要である。

1. 中小企業の実業承継の現状

現在の日本の中小企業・小規模事業者の経営者は、381万人（この15年間で約100万人減少）で、最も多い年齢が66歳である。今後10年間に、70歳（平均引退年齢）を超える中小企業者の経営者は約245万人となり、うち約半数の127万人（日本企業の約3分の1）が後継者未定となっている。

このままでは、日本経済の屋台骨を支えてきた中小企業の廃業の増加により、地域経済などに対して深刻な打撃を与えるおそれがある。

2. 事業承継税制とは

2008年5月に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」が成立し、三つの柱の一つとして、非上場株式等に係る相

続税・贈与税の納税猶予制度が創設された。しかし申請において、先代経営者・後継者・認定対象会社・事業承継にかかる要件など非常に高いハードルがあり、申請件数も低調であった。また、顧問税理士等においても、経験したことのない制度について非常に懐疑的であったようだ。

そこで国では、2013年度税制改正・2017年度税制改正で、使い勝手が良くなるよう制度変更を行ってきた。さらに今回の改正では、事業承継に関する税制措置の創設や抜本的拡充を図り、中小企業の後継者が現経営者から会社の株式を承継する際の、相続税・贈与税の軽減が目玉になっている。

事業承継にかかる猶予や要件緩和などが拡大

3. 事業承継税制の改正内容

円滑な世代交代を推し進めるため、10年間で、事業承継税制を抜本的に拡充する。

対象者は、今後5年以内に承継計画（仮称）を提出し、10年以内

に実際に承継を行う者。改正内容としては次のようなものだ。

- ・対象株式数・猶予割合の拡大
- ・雇用要件の弾力化
- ・対象者の拡充
- ・経営環境の変化に応じた減免
- ・相続時精算課税制度の適用範囲の拡大

対象株式数・猶予割合の拡大



【現行制度】
先代経営者から贈与・相続により取得した非上場株式等のうち、議決権株式数の3分の2に達するまでの株式等が対象（後継者が贈与・相続前から既に保有していた株式を含む）。例えば、相続税の場合の猶予割合は80%であるため、猶予されるのは3分の2×80%＝約53%にとどまる。

【改正案】
対象株式数の上限を撤廃し、議決権株式のすべてを猶予対象とする。猶予の対象が100%に拡大されることで、承継時の贈与税・相続税の現金負担額はゼロとなる。

現行制度では、特別決議が可決できる議決権割合の3分の2までであったが、非上場企業の場合、経営者が1人2役を演ずる必要がある。すなわち、社長である経営の面と株主である経営権の面の両方を持つことにより、安定した経営を行うことができる。

現行制度では、残りの3分の1部分の対策（贈与・譲渡・遺言・従業員持ち株会等）も必要であったが、この部分も考慮する必要がなくなった。これにより「自社株承継」という部分では、今回の改正で優遇がほぼ完成形になったと思われる。

雇用要件の弾力化



【現行制度】
事業承継後、5年間平均で、雇用の8割を維持することが求められている。仮に雇用8割を維持できなかった場合は、猶予された贈与税・相続税の全額を納付する必要がある。

【改正案】
制度利用を躊躇する要因となっ